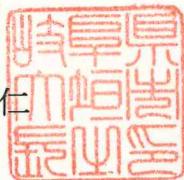


事後審査型条件付き一般競争入札の実施について

令和4年度大垣市クリーンセンター余剰電力売却について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年11月8日

大垣市長 石田



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和4年度大垣市クリーンセンター余剰電力売却
(2) 予定売却電力量 2,060,400キロワット時
(3) 履行場所 大垣市米野町3丁目1番地1 大垣市クリーンセンター
(4) 履行期間 令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
(5) 契約の種類 単価契約
(6) 概要 大垣市クリーンセンターで発電する電力のうち自家消費分を除いた余剰電力の売却について上記(4)の期間における単価契約の締結

2 一般競争入札参加資格及び条件

入札参加者は、次の(1)～(11)に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 入札参加申込前に、大垣市入札参加資格者名簿（物件）に登録されている者であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(3) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「大垣市入札参加資格停止等の措置要領」に基づく入札参加資格停止又は入札参加見合せを受けていない者であること。
(4) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）」に基づく排除措置を受けていないこと。
(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社であ

る場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 公告の日から過去3年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同等以上とする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(9) ①(3)の履行場所を含む区域における電力の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業を営むことについての登録を受けている者であること。

(10) 仕様書に示した品及び数量を確実に購入し得ること。

(11) 迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 仕様書の縦覧及び配布

(1) 期間 令和3年11月8日（月）から令和3年11月25日（木）

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、大垣市の休日を定める条例に規定する日（以下「休日」という。）を除く。

(2) 場所 大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）
又は大垣市ホームページ（ダウンロード可）

4 事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書の提出

本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める入札取扱要領（令和元年11月1日制定）の規定により、事後審査型条件付き一般競争入札参加申込書（第1号様式）を期限までに提出しなければならない。

(1) 提出期間 令和3年11月8日（月）から令和3年11月25日（木）
ただし、休日を除く。

(2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所 大垣市丸之内2丁目29番地

大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）

(4) 申請方法 直接持参又は郵送にて受け付ける。電話、ファクシミリ及び電子メール等では受け付けない。

5 質疑応答

(1) 公告の内容等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で提出することができる。

ア 質問書提出期間 令和3年11月8日（月）から令和3年11月19日（金）
ただし、休日を除く。

イ 質問書提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 質問書提出場所 大垣市丸之内2丁目29番地

大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎）

3 階)

エ 質問書提出方法

質問書（様式第2号）を直接持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は、その旨を電話連絡すること。

- (2) 質疑に対する回答は、質問者に対し、令和3年11月24日（水）までにファクシミリ又は電子メールにより行うとともに、大垣市ホームページにて公表する。

6 現場説明

無し

7 入札保証金

大垣市契約規則第5条の規定により免除

8 契約保証金

免除

9 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年11月26日（金） 午後1時30分

※開札は、入札場所において入札終了後直ちに行う。

- (2) 場 所 大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所本庁舎3階3-6会議室

- (3) 入札結果については、落札者決定後、大垣市ホームページにて公表する。

10 予定価格（最低価格）

13,104,144円（消費税等を除く）

11 落札者決定方法

有効な入札書を提出した者で、最高の金額をもって入札を行った入札者を落札者とする。

12 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない事由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期する。

13 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類を開札日の翌日（休日を除く。）までに大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）へ直接持参により提出すること。なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

提出書類（資格確認書類）各1部

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（第7号様式）

- (2) 誓約書（第8号様式）

- (3) 入札告示の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体が実施した余剰電力売却の契約を締結した実績が分かる書類

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であることが分かる書類

14 資格の確認結果

当該落札者に対して、令和3年12月1日（水）午後5時15分までに、ファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、この通知期限までに通知がない場合は、大垣市役所総務部契約管財課契約グループに連絡し、確認すること。

15 契約の締結

- (1) 契約の締結及び履行に係る費用については、すべて落札者の負担とする。
- (2) 契約の締結は、入札参加者名義とする。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

16 無効となる入札該当事項

大垣市事後審査型条件付き一般競争入札取扱要領（令和元年11月1日制定。以下「入札取扱要領」という。）による。

17 その他

- (1) 本件入札における落札決定の効果の発生は、本件入札に係る令和4年度予算の成立を要件とする。
- (2) 令和4年度の歳入歳出予算が議決されなかったときは、売却手続を中止することがある。
- (3) 入札書に記載する金額は、入札者が見積もった単価と本市が示す予定売扱電力量に従って計算した総額により行うものとする。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額（消費税等を除く）を入札書に記載すること。
- (5) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札会場に移動通信端末等の通信機器を持ち込まないこと。
- (7) 入札参加者の事前公表は行わない。
- (8) 上記(1)から(7)までに掲げる事項のほか、必要な事項は、入札取扱要領による。

18 問い合わせ先

- (1) 入札に関すること

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市役所総務部契約管財課契約グループ（市役所本庁舎3階）

電話 直通 (0584)47-8341

代表 (0584)81-4111 内線(2334、2335)

ファクシミリ (0584)47-7862

メールアドレス keiyakuka@city.ogaki.lg.jp

- (2) 仕様書及び契約に関すること

〒503-0847 岐阜県大垣市米野町3丁目1番地1

大垣市クリーンセンター施設管理グループ

電話 (0584)89-4124

ファクシミリ (0584)89-6090
メールアドレス kurinsenta@city.ogaki.lg.jp